

田 辺 市 長 宛て

交付決定者 住 所
氏 名

※1

※1 自署の場合は押印を省略できます

実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助金交付（変更）決定額 金 円
- 2. 補助事業の実施期間
 - 着手年月日 令和 年 月 日
 - 完了年月日 令和 年 月 日
 - 使用開始年月日 令和 年 月 日
- 3. 添付書類 ※提出前にご確認ください。

【共通書類】

- 和歌山県浄化槽取扱要綱の規定により市長に提出し受理された浄化槽設置完了届
- 浄化槽工事自主検査チェック票
- 工事写真（カラーコピー可）
- 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 浄化槽法第 11 条検査契約証明書の写し
- 浄化槽工事又は浄化槽工事を含まず請負工事のために交付決定者が支払った額に係る領収書（既存単独処理浄化槽、特定既存単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の撤去又は配管工事を伴う場合にあっては、それぞれの費用を区別して記載するもの）の写し。
ただし、工期の都合等により領収書の写しを添付できない事情がある場合は、交付決定者宛ての請求書の写し及び交付決定者の浄化槽設置工事費支払確約書を添付するものとする。
※配管工事について大規模な増築又は大規模な改築を伴う場合で、領収書又は請求書において既設配管に係る費用とそれ以外の工事の費用を区別して記載することが困難である場合は、既設配管に係る費用が分かる書類を別途添付すること。
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証（10 人槽以下の浄化槽に限る。）
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【既存単独処理浄化槽、特定既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去補助を申請した場合に必要な追加書類】

- 撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できるもの）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽の撤去の場合は、浄化槽使用廃止届出書の写し

【配管工事の補助を申請した場合に必要な追加書類】

- 配管工事に係る写真及び出来高が確認できる配管図
（大規模な増築又は大規模な改築を行う場合は、既設配管に関する工事の部分とそれ以外の工事の部分が分かるように区別して記載するものとする）

市事務処理欄

本庁受付欄	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 民宿等 <input type="checkbox"/> 町内会館	人槽	事務処理 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 転換（ <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 特定既存） <input type="checkbox"/> 水洗化 <input type="checkbox"/> 設置替え		検印	
	<input type="checkbox"/> 配管補助 <input type="checkbox"/> 撤去補助			